



発言通告書

令和 3年 2月 22日

新城市議会議長 様

新城市議会議員

山崎 祐一



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	2月22日	午前 / 午後 9時32分
発言の種類	一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論			(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。) 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第3号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定 事業内容の確認とともに、運営に当たって諸課題を質したい。				



発 言 通 告 書

令和 3年 2月25日

新城市議会議長 様

新城市議会議員 山 口 洋 一



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	2月25日	<input checked="" type="checkbox"/> 午前 / <input type="checkbox"/> 午後 9時34分
発現の種類	一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論			(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)) 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第2号議案 新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正 新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について以下伺う。 (1) 現行条例で7か所の公共駐車場を設置し管理しているが、改正案に示された新城駅前駐車場対象車両を自動車のみとし、他の車両を対象としない理由。 (2) 現行条例での、長篠城駅前駐車場は対象車両(自動車)、本長篠駅前駐車場は対象車両(自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車)との整合性は。 (3) 別表第2は、公共駐車場使用料を新城駅前駐車場のみとし、長篠城駅前駐車場・本長篠駅前駐車場は該当していない、その具体的理由は。				
第3号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定について以下伺う。 (1) 第3条に審議会は、委員4人以内で組織するとあるが、具現化は。 (2) 第4条に次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。とし、(1)～(4)の事項があるが条文策定での疑義を感じるが如何か。 (3) 提案理由に、公共商社設立に関する事項の調査審議機関とあるが、その調査審議の具体的内容は。				
第48号議案 名号温泉施設の指定管理者の指定 名号温泉施設の指定管理者の指定について以下伺う。 (1) 過去5年間の運営状況は。 (2) 過去5年間の温泉施設管理状況は。 (3) 指定期間を1年とした根拠。				

本-3 (1/1)



発言通告書

令和3年3月2日

新城市議会議長 様

新城市議会議員 齊藤 竜也



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	3月2日	午前/午後	2時50分
発言の種類	一般質問・ <input checked="" type="checkbox"/> 本会議質疑・委員会質疑・討論				(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。) 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)					
第48号議案 名号温泉施設の指定管理者の指定 指定の期間を1年間とした理由は。					



発言通告書

令和3年 3月 4日

新城市議会議長 様

新城市議会議員

浅尾洋平



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	3月4日	<input checked="" type="radio"/> 午前 / 午後 9時4分
発言の種類	一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論			(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。) 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第2号議案 新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正 (1) この条例は、JR新城駅前に有料駐車場を設置するためと理解する。駅前駐車場の設置までの経緯を伺う。 (2) 駐輪場とは別に、自動車は何台分が止められる有料駐車場なのか伺う。				
第3号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定 (1) 新城市新城公共商社とは何か、その必要性を含めて伺う。 (2) 設立審議会の「調査審議」(第1条)は、主にどんな内容を想定しているか伺う。 (3) 第3条「審議会は、委員4人以内で組織する」とあり、第4条「委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する」として(1)学識経験を有する者から(3)「副市長」と掲げられている。議案を審議する前に、これら委員の名前は既に決定しているのか、伺う。 (4) 第5条「審議会に会長及び副会長を置く」とある。同条2項で「会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する」とある。なぜ、会長や副会長を委員の選挙で決める内容にしなかったのか、伺う。 (5) 委員の日額報酬7500円は適正な金額か、市の認識を伺う。				
第5号議案 新城市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正 提案理由は「工場の立地における緑地面積率及び環境施設面積率の割合の緩和の対象となる区域を変更するため必要がある」とある。具体的な理由の説明を求める。				

第6号議案 新城市新城駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定

- (1) この条例の提案理由は「新城駅前広場を設置するため」とあり、第2条には「利便性の向上」「交通の円滑化」「にぎわい及び交流の創出」とある。条例化で、どのように変わるのか、具体的に伺う。
- (2) 別表に一般乗用旅客自動車（タクシー）の待機場として、1区画1年につき、「使用料18,000円」とある。区画の制限や場所などに条件があるのか伺う。また、一般乗合旅客自動車（バス）については使用料などはないのか伺う。

第39号議案 市有財産の無償譲渡

提案理由に「地域の自主的な管理に委ねるため」とあるが、当該区長から、恒常的な自主的な管理・運営ができるという旨の同意を得られたのか、伺う。

第48号議案 名号温泉施設の指定管理者の指定

この議案によれば、名号温泉施設の指定管理者の指定は「名号事業組合」である。この間の経緯と、同組合は、どのような団体組織なのか伺う。